

各都道府県介護保険担当課（室）
各保険者介護保険担当課（室）
各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等
に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果
を受けての対応について

計4枚（本紙を除く）

Vol.304

平成24年12月21日

厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線3871、3966）
FAX：03-3595-3670

事 務 連 絡
平成 24 年 12 月 21 日

各都道府県高齢者虐待防止対策担当課御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症・虐待防止対策推進室

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
に基づく対応状況等に関する調査結果を受けての対応について

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年 11 月 9 日法律第 124 号。以下「法」という。）に基づく各地方公共団体等の対応状況等（平成 23 年度実績）については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査について（依頼）」（平成 24 年 7 月 5 日老高発 0705 第 1 号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）により調査を実施し、本日その結果を公表したところです。

今般、当該調査結果等を踏まえ、法の適切かつ円滑な運営を確保するための留意事項等について、改めて下記のとおりお示しすることとしたので、ご了解いただくとともに、貴管内市町村に対して周知徹底を図って頂きますようお願いいたします。

また、市町村が行う措置の実施に関し、法第 19 条に基づき、広域的な観点から必要な援助、助言等を積極的に行っていただきますようお願いいたします。

記

1. 養介護施設従事者等に対する研修

養介護施設等における虐待を防止するためには、職員に対する虐待防止のための研修が重要であることから、都道府県におかれては高齢者権利擁護等推進事業の活用などにより、施設等職員に対する研修の機会の確保に努められたい。

また、養介護施設等に対しては、施設内研修等において、認知症介護研究・研修仙台センターで開発された「養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及びストレスマネジメント支援に向けた教育システム」の活用を図るなど、虐待防止の積極的な取組が行われるよう指導するとともに、市町村に対しても同様に指導するよう助言をお願いしたい。

2. 養護者に対する支援

調査結果において、虐待と認められた事例のうち、被虐待高齢者で認知症日常生活自立度Ⅱ以上の者が約半数、また、虐待を行った者の続柄では息子と夫で約6割を占めていた。このことから、認知症に関する正しい理解と知識の普及を更に進めるとともに、市町村に対しては、介護の負担感が高いと考えられる家庭を把握し、そうした家庭に対して、介護保険サービスの適切な活用を図るなど重点的な援助を行うよう助言をお願いしたい。

3. 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等

市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等の実施割合は、全体として平成22年度に比べて停滞している傾向がみられる。特に、対応マニュアル等の作成やネットワークの構築等については、依然として実施割合が5割前後であり、体制整備等の取組に積極的な市町村とそうでない市町村に二極化しつつある傾向がみられる。

高齢者虐待は、全ての市町村において発生する可能性のあるものであり、虐待事例の多寡に関わらず、虐待を防止することが極めて重要であることから、貴管内において、虐待防止対応のための体制整備等について未実施の市町村がある場合には、当該市町村に対して当該体制整備等を積極的に取り組むよう助言をお願いしたい。その際、今年4月に各都道府県及び市町村に送付している平成23年度に認知症介護研究・研修仙台センターが取りまとめた「高齢者虐待防止・養護者支援法施行後の5年間」(http://www.dcnnet.gr.jp/support/research/center/detail.html?CENTER_REPORT=15)におけるネットワークの構築等の取組事例も参考にするよう助言をお願いしたい。

また、(社)日本社会福祉士会が虐待対応に関する研修プログラムを開発し、全国的な研修を行っているところである。については、市町村に対し、地域包括支援センター職員など、虐待対応に従事する担当者の育成に当たり、こうした研修も十分に活用し、現場における対応力の強化に努めるよう助言をお願いしたい。

4. 市町村に対する都道府県の支援

都道府県は、法第19条により、養護者による高齢者虐待の防止を図るために市町村が行う措置の実施に関して、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うとともに、必要があると認めるときは、市町村に対し必要な助言を行うことができるとされている。この規定を踏まえ、市町村に対する虐待対応事例の収集・提供や、虐待を受

けた高齢者の保護・分離の措置がなされるまでの間の緊急・一時的な避難場所の確保等、市町村に対し、広域的な観点から積極的に援助、助言等の支援に努めるようお願いしたい。

また、弁護士等による専門職チームなどを活用した権利擁護相談窓口の設置については、対応困難事例に対する有効な取組であることから、当該取組の積極的な推進に努めるようお願いしたい。

5. 成年後見制度の利用促進

法第 28 条は、成年後見制度の利用促進を定めているが、今回の調査結果でも当該制度が利用されている件数は手続き中も含めて 726 件であり、虐待判断件数等に比して利用が低調であった。また、制度利用に際しての経済的負担の軽減を図る成年後見制度利用支援事業の実施状況についても、昨年度は介護保険の保険者全体の約 7 割弱で、全ての市町村で実施されている状況ではない。

成年後見制度は認知症高齢者等の権利擁護、虐待防止を図る上で重要な制度であり、今後、認知症高齢者や一人暮らし高齢者が増加していく状況を踏まえ、市町村において、市町村長による申立がより一層活用されるよう助言をお願いしたい。

【担当】

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症・虐待防止対策推進室
TEL : 03-5253-1111
(内線 3871, 3966) 中井、伊禮

事 務 連 絡
平成 24 年 12 月 21 日

各市町村高齢者虐待防止対策担当課御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症・虐待防止対策推進室

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
に基づく対応状況等に関する調査結果を受けての対応について

本日、都道府県に対し、別添の事務連絡を送付しましたので、御了知いただくとともに、その趣旨を踏まえ、適切に対応いただきますようお願いいたします。

特に、養護者に対する支援については、介護の負担感が高いと考えられる家庭を把握し、そうした家庭に対して、介護保険サービスの適切な活用を図るなど重点的な援助をお願いします。

【担当】

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症・虐待防止対策推進室

TEL : 03-5253-1111

(内線 3871, 3966) 中井、伊禮